

令和3年度総合事業通所型サービスについて

I. 令和3年度通所型サービスの概要

サービス	介護予防通所事業	としまりハビリ通所サービス	つながるサロン	短期集中通所型サービス
類型	国相当基準	通所型サービスA	通所型サービスB	通所型サービスC
期間	定めなし	定めなし	定めなし	3か月(12回)
送迎	あり	あり	なし	なし
利用料のめやす	415円 (1割負担の基本料)	300円 (1割負担の基本料)	無料 (会食実費)	無料 (会食実費)
内容	選択的サービス(入浴・食事・口腔衛生など)	機能訓練に特化 機能訓練指導員常駐 個別プログラム	介護予防に資する活動をする自主グループ	リハビリ・栄養改善コースあり 専門職によるコーチング (面談・行動変容)
目標	必要な支援を続けながら在宅生活を継続	機能訓練を行うことで、より自立した在宅生活を継続	社内・地域との繋がりを持ち続ける	コーチングを受けたことを自分で継続する
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 自宅での入浴困難 認知機能低下 低栄養状態 難病・その他疾患 自己通所が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練の必要がある 自律的な在宅生活を指すことができる 短期集中通所型サービス後、回復途上にある 自己通所が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 短期集中型サービスで学んだことを続けたい 地域との交流を持ちたい 自己通所可能 	<ul style="list-style-type: none"> 短期集中的に改善が見込める 学んだことを自分で続ける意欲がある 自己通所可能

令和3年度開始

令和3年度一部コース
にモデル事業を実施

II. としまりハビリ通所サービス(通所型サービスA)の概要 詳細は参考資料のとおり

1. サービス実施の目的

機能訓練に特化したサービスを提供することで、利用者の運動機能の維持・改善を図り、地域の通いの場に通えるようになる等、自立した生活の支援を目的とする。

2. としまりハビリサービス利用促進の取り組みについて

(1) 利用者負担額を介護予防通所事業より低く設定
総合事業デイサービス 利用料金の比較(1割負担の場合)

	としまりハビリ通所サービス	介護予防通所事業
事業対象者・要支援1	1回あたり 300円	1回あたり 415円
事業対象者・要支援2		1回あたり 427円
機能訓練向上加算	1月あたり 200円	
運動器機能向上加算		1月あたり 246円

(2) 区独自の加算相当費(支援金)を設定することで事業所の参加を促進、安定してサービスが提供できるよう支援

名称	内容・条件	金額
介護認定軽度化加算相当費	サービス利用中に介護度が軽度化した場合 例 要支援2→要支援1 要支援1→非該当	1人あたり 1万円
自立化加算相当費	地域の通いの壳等に新たに参加し、サービス利用を修了した場合	1人あたり 1万円
副都心加算相当費	報酬請求実績がある事業所	1か月あたり 5万円

3. 事業所指定状況(令和3年3月時点)

事業所	所在地	対象エリア	開始時期
リハビリセンターあゆむ	長崎5-8-6	東部・菊エリア除く区内全域	4月
リハビリデイサービスまんぞく	池袋本町3-28-6	高田・駒込除く区内全域	4月
ケア・トラスト ちょこっとリハビリサロン一期の家	要町3-33-1	調整中	5月頃

通所型サービスA としまりハビリ通所サービスについて

高齢者福祉課総合事業グループ

1

令和3年度の総合事業の通所型サービス

- 現在の国相当基準の「介護予防通所事業」(A6)は
令和3年度以降も継続して実施
- 豊島区独自基準の通所型サービスA「としまりハビリ通所サービス」(A8)
を令和3年4月より開始

R3.4.1

介護予防通所事業 (A6)	指定期間R3.3.31まで	→
としまりハビリ 通所サービス (A8)		→

としまリハビリ通所サービスの内容・特長

- 機能訓練に特化したサービスより、効果的な運動機能の改善
- より自立した在宅生活を目指す
- サービス提供を通じて機能訓練指導員が常駐
- 機能訓練指導員が作成した「機能訓練計画」をもとにサービス提供
- 送迎サービスあり
- 入浴・食事サービスなし
- サービス提供時間90分以上
- 介護予防通所事業（A6）と比較して利用料金が安価



としまリハビリ通所サービスの基本報酬

算定項目	単位数	算定単位	回数
事業対象者・要支援1	380単位	1回につき	週1回程度 例：380（単位）×5（回数）＝1,900（単位）
事業対象者・要支援2	391単位	1回につき	週2回程度 例：391（単位）×9（回数）＝3,519（単位）

※地域単価は10.9円

（5回目・9回目がある場合）

- 5回目・9回目の利用の報酬請求が可能
- 利用上限額を引き上げ

＜参考＞

令和2年度 通所型サービス利用上限額
 要支援1・事業対象者：1,655単位
 要支援2・事業対象者：3,393単位

基本報酬に加えて、区独自で支援金を支給します

名称	内容・条件	金額
介護認定軽度化 加算相当費	サービス利用中に介護度が軽度化した場合 例) 要支援2 → 要支援1、要支援1 → 非該当	1人あたり 10,000円
自立化 加算相当費	地域の通いの場等に新たに参加し、 サービス利用を終了した場合	1人あたり 20,000円
副都心 加算相当費	報酬請求実績がある事業所	1か月あたり 50,000円

利用人数に関わらず、1か月ごとに算定

としまリハビリ通所サービスの利用料金(1割負担の場合)

	としまリハビリ通所サービ (A8)	<参考> 介護予防通所事業 (A6)
事業対象者・要支援1	1回あたり 300円	1回あたり 415円
事業対象者・要支援2		1回あたり 427円
機能訓練向上加算 (225単位)	1月あたり 200円	
運動器機能向上加算 (225単位)		1月あたり 246円

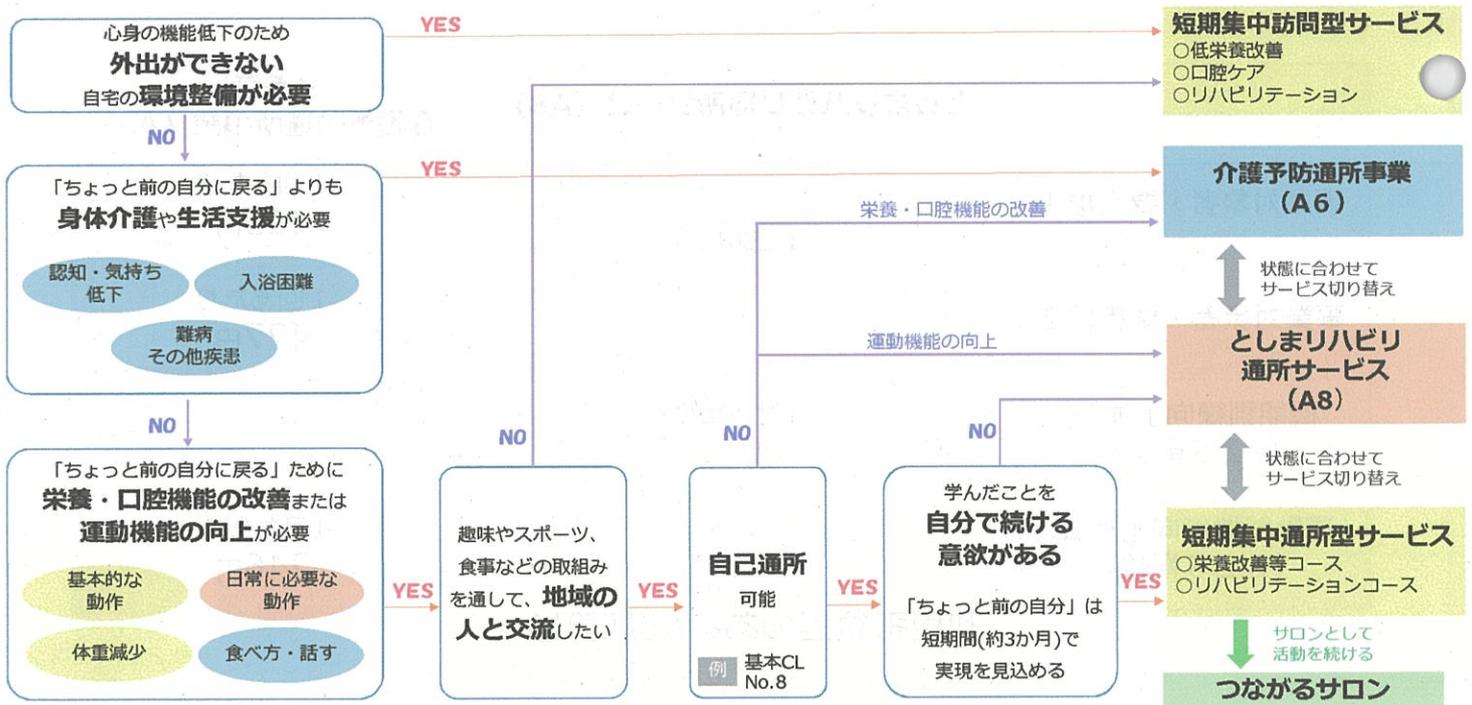
利用者負担のあるA8加算は、
機能訓練向上加算のみ

通所型サービスの比較

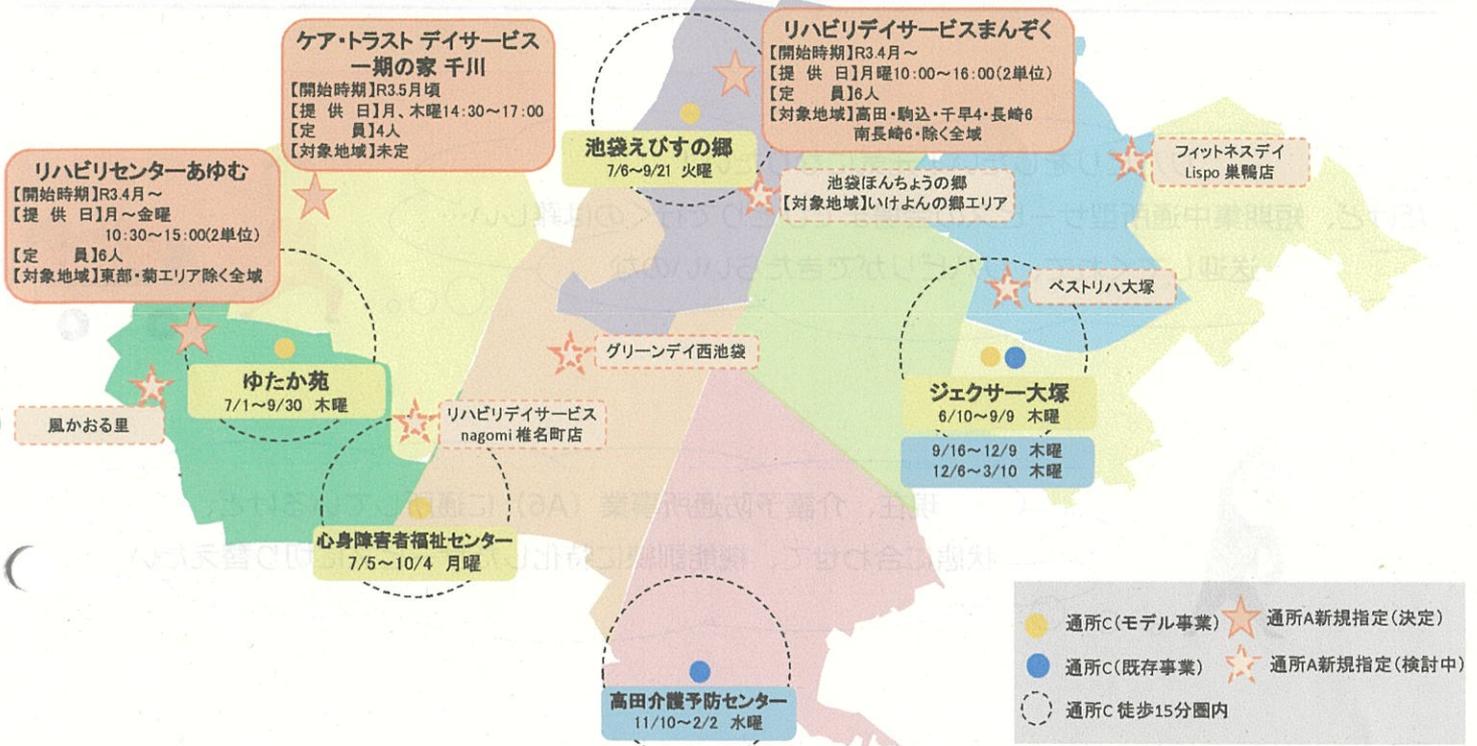
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまリハビリ通所サービス(A8)	短期集中通所型サービス	つながるサロン
期間	定めなし	定めなし	3か月(12回)	定めなし
送迎	あり	あり	なし	なし
利用料のめやす	415円 (1割負担の基本料)	300円 (1割負担の基本料)	無料 (会食実費)	無料 (会食実費)
内容	選択的サービス (入浴・食事・口腔衛生etc.)	機能訓練に特化 個別プログラム(並走型)	専門職によるコーチング (面談・行動変容)	介護予防に資する活動 をする自主グループ
目標	必要な支援を続けながら 在宅生活を継続	機能訓練を行うことで、 より自立した在宅生活を継続	コーチングを受けたことを 自分で継続する	社会・地域との繋がりを 持ち続ける
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 自宅での入浴困難 家族のレスパイト 認知機能低下 低栄養状態 難病・その他疾患 自己通所が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練の必要がある 自立的な在宅生活を 目指すことができる 短期集中通所型サービス 後、回復途上にある 自己通所が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 短期集中的に改善が見 込める 学んだことを自分で続 ける意欲がある 自己通所可能 	<ul style="list-style-type: none"> 短期集中通所型サービス で学んだことを続け たい 地域との交流を持ちた い 自己通所可能
		要支援1・2・事業対象者		

通所型サービスの利用例

「ちょっと前の自分に戻る」を実現しよう!

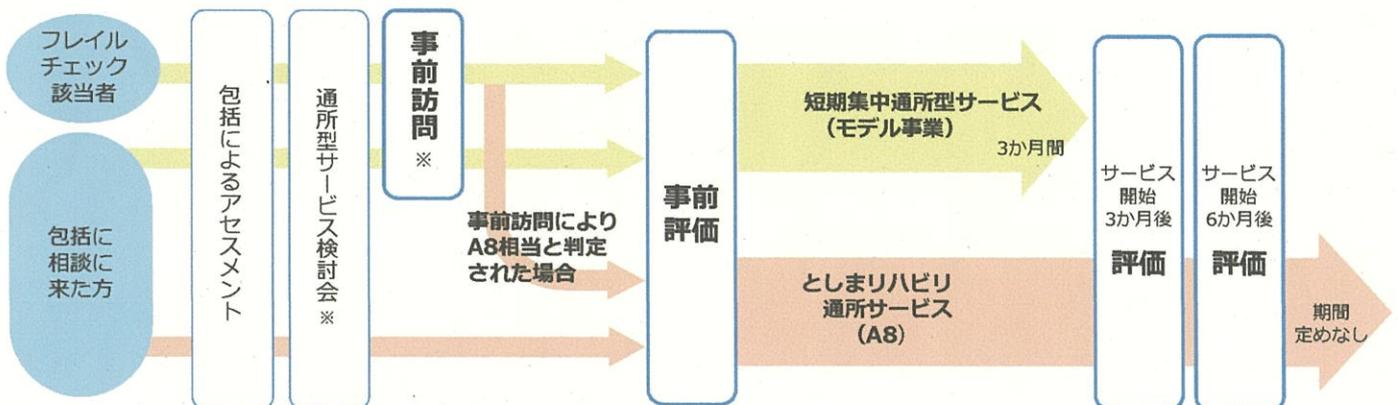


としまリハビリ通所サービス指定事業所



としまリハビリ通所サービスの評価と利用の流れ

- 来年度の一定期間中、短期集中通所型サービス（モデル事業）とA8を同じ指標で前後評価し、事業の比較を行います。
- 短期集中通所型サービス（モデル事業）の事前訪問で、A8相当と判定された場合は、A8に繋がります。



※事前訪問と通所型サービス検討会の順序は検討中です

例えば、こんな方、としまリハビリ通所サービスに通いませんか

リハビリをしたい！元気になりたい！
だけど、短期集中通所型サービスの会場までひとりで行くのは難しい…
送迎してくれると、リハビリができたらいいな



現在、介護予防通所事業（A6）に通所しているけど、
状態に合わせて、機能訓練に特化したサービスに切り替えたい